

役員及び評議員の報酬・費用規程

役員及び評議員の報酬・費用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小柳財団(以下「本財団」という。)の定款第13条(評議員の報酬等)と第29条(役員報酬等)に基づき、本財団が役員及び評議員に支払う報酬と費用に関して規定する。

(対象者と適用範囲)

第2条 この規程は、本財団の役員及び評議員を対象者とし、その職務執行に対する報酬と職務執行のための費用に適用する。ここに、役員とは理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 本財団は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員報酬は日額とし、会議等への出席の都度、別表1に定める日額を年度総額の範囲内で支給する。

3 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、別表2に基づき支給する。

(費用)

第4条 本財団の役員及び評議員が、職務執行のために自ら立て替えた費用について、本財団は次条以降の基準に従って支給する。

(出張に伴う旅費)

第5条 出張者の自宅(以下「自宅」という。)から出張先所在地(以下「目的地」という。)までの往復に要する交通費の実費相当額を支給する。

2 交通費の実費相当額は、公共の交通機関のうち移動時間が最短となる経路に対して、その合計料金として算出する。

3 鉄道料金は、普通運賃、最速の特急料金、グリーン料金またはそれに準ずる料金の合計額とする。

4 航空料金は、正規運賃、スーパーシート料金またはそれに準ずる料金の合計額とする。

5 タクシー料金は、対象者より事前にタクシー利用の申し出があり、かつ以下の場合のみ、実費または実費相当額を支給し、重複する区間の交通費は支給しない。実費相当額は、インターネットのタクシー料金検索サイト等の客観的情報をもとに、本財団が算定する。但し、1万円を上限とする。

(出張に伴う宿泊費)

第6条 出張に伴う宿泊費は、対象者からの領収書またはそれに準ずる書類の提出をもってその額を支給する。

(その他の経費)

第7条 その他の経費については、1件1万円を限度として、対象者からの領収書またはそれに準ずる書類の提出をもってその額を支給する。

(本規程の変更)

第8条 この規程は、評議員会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日より施行する。

別表1 役員の報酬

役職	日額報酬(1人当たり)	年度総額(合計)
理事	30,000 円(税込)	1,000,000 円(税込)
監事	30,000 円(税込)	500,000 円(税込)

別表2 評議員の報酬

役職	日額報酬(1人当たり)	定款13条に定める 年度総額(合計)
評議員	30,000 円(税込)	1,000,000 円(税込)